

令和4年度「自ら評価」案件候補の外部募集 (ホームページによる公募)について

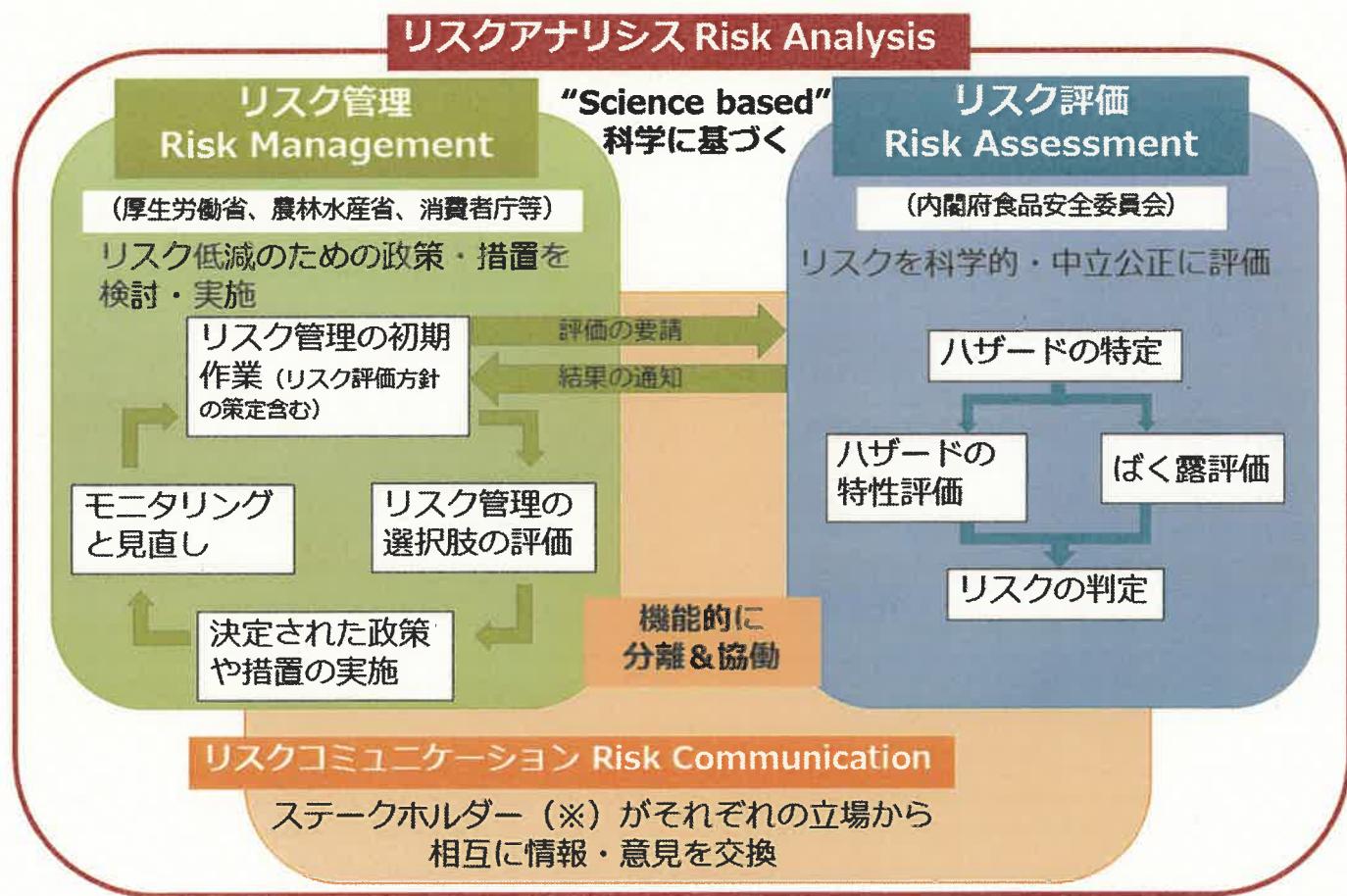
令和4年7月1日
内閣府食品安全委員会事務局

提案募集

食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関する食品健康影響評価の
案件候補を募集します

1. 「自ら評価」について

食品安全行政は、食品中に含まれるハザードを摂取することによってヒトの健康に悪影響が及ぼす恐れがある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方である「リスク分析」の考え方のもと行われている。リスク分析は、「リスク管理」、「リスク評価」及び「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなります。



(WORKING PRINCIPLES FOR RISK ANALYSIS FOR FOOD SAFETY FOR APPLICATION BY GOVERNMENTS CAC/GL 62-2007等を基に作成)

○リスク評価

食品安全分野におけるリスク評価とは、食品に含まれるハザードの摂取（ばく露）によるヒトの健康に対するリスクを、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随する不確実性を踏まえて、科学的に評価することを指す。

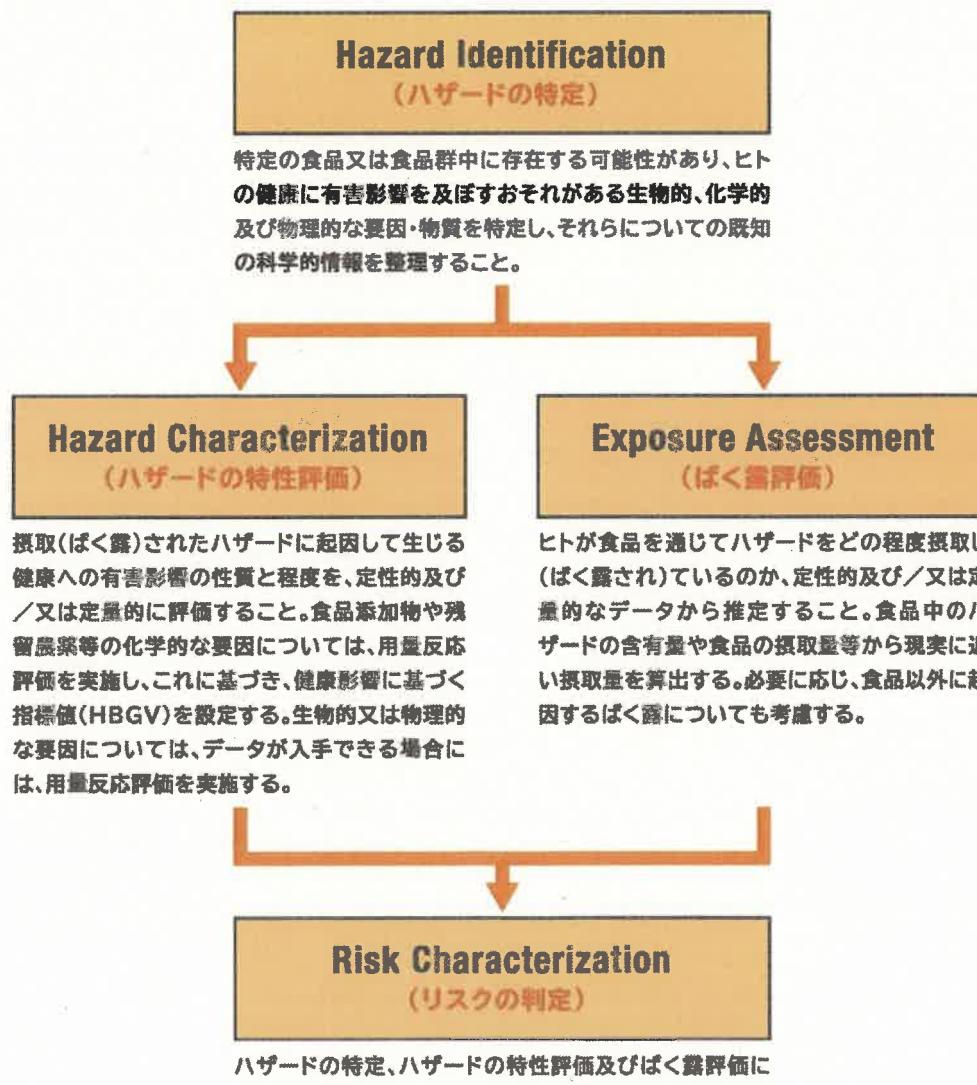
我が国の食品安全基本法では「食品健康影響評価」として規定されており、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、施策ごとに、食品健康影響評価を行わなければならないとされている。

政府が適用する食品安全に関するリスクアセスメントの作業原則（※）によれば、リスク評価は、

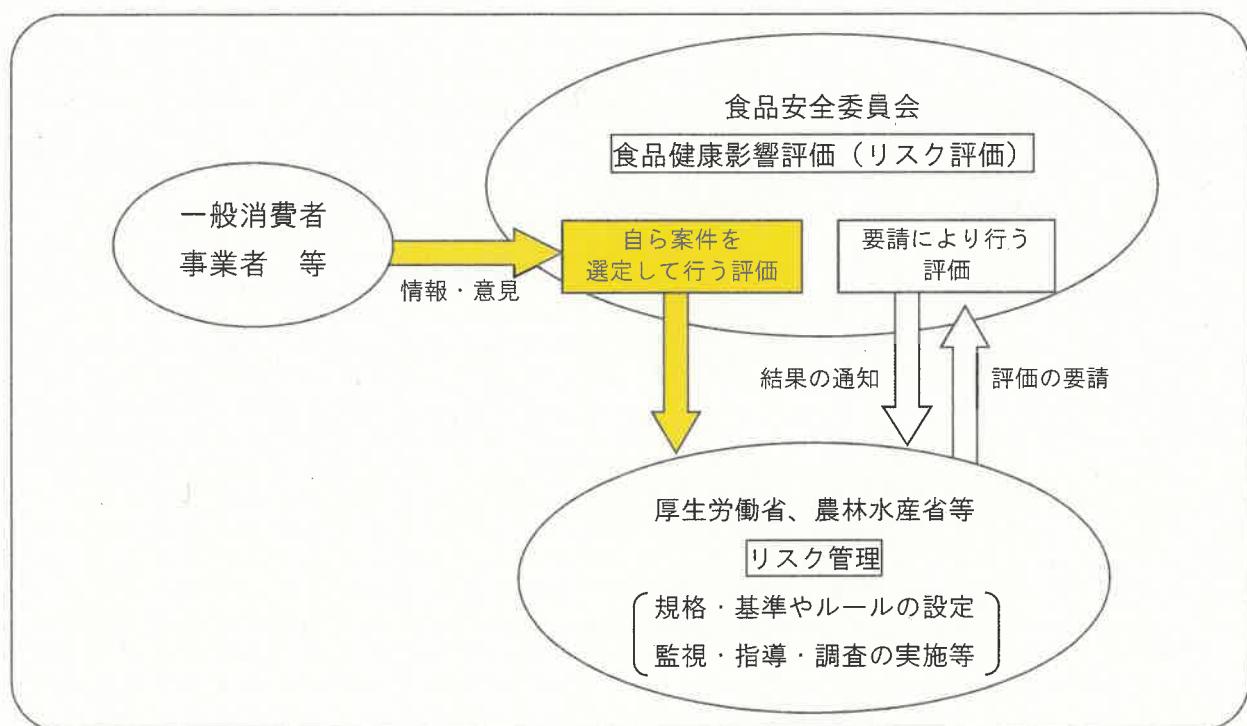
- 1) ハザードの特定 (Hazard identification)、
- 2) ハザードの特性評価 (Hazard characterization)、
- 3) ばく露評価 (Exposure assessment)、
- 4) リスクの判定 (Risk characterization)

の4つの段階を含むべきであるとされている。食品の摂取等の状況は国によって異なるため、自国の現状を考慮し、現実的なばく露状況に基づきリスク評価を行う。

※ 政府が適用する食品安全に関するリスクアセスメントの作業原則 (Working Principles for Risk Analysis for Food Safety for Application by Governments)



食品安全委員会では、リスク分析の考え方に基づき厚生労働省、農林水産省等の「リスク管理機関」からの要請を受けて行うリスク評価に加え、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により、リスク評価（食品健康影響評価）を行う「自ら評価」を実施しております。



2. 「自ら評価」の案件候補の選定基準

リスク評価に当たっては、①ハザードの特定、②ハザードの特性評価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階のそれぞれについてのデータが必要であります。

このことから、「自ら評価」の実施に当たっては、対象となる案件に関する科学的知見の充足が不可欠であり、企画等専門調査会における「自ら評価」案件の選定については、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（参考資料1）が定められているところ、国民の評価ニーズを踏まえて実施すること、科学的知見の充足していることに配慮し、案件候補の選定基準に該当するものを対象とすることとされております。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、①国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、②国民の評価ニーズ、③科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

④次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

なお、以下に例示するものについては、食品安全委員会の食品のリスク評価の趣旨を踏まえると、「自ら評価」の対象ではないと考えられます。

・⑤現在評価中又は評価済みのもの

例：農薬（殺菌剤等）の腸内細菌への影響、グリホサート等

・⑥リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

例：ナトリウムの過剰摂取、小麦粉の生食の安全性等

・⑦その他（食品の問題ではないもの等）

例：アスベスト

前年度の「自ら評価」候補案件の審議結果の概要と自ら評価に選定されなかった理由を次の表のとおり整理しました。

令和3年度 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の
案件候補の選定結果

第34回企画等専門調査会における議論の結果を踏まえ、自ら評価に応募のあつた案件について、以下の結果となつた。

①「国民の健康への影響に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高い」に該当しない候補案件 選定されなかつた理由	②「国民の評価ニーズ」が高いとは認められない	③「科学的知見の充足状況」が十分でない	④「健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高い」に確認されないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高い」のいずれの要件にも当てはまらない	⑤現在評価中又は評価済みである	⑥リスク管理の問題ではあるものの問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、授取態様・使用方法に関するもの）	⑦その他（食品の問題ではない等）
食品中アセトアミドの国内でのばく露評価と動物での発がん性のヒトへの外れ毒性評価		✓			ぱく露評価、毒性評価に必要な情報が不十分であり、引き続き、情報収集に努める	
マイクロプラスチック		✓	✓		食品による健康被害についての科学的根拠が明らかになつた場合に検討する	
食品用器具・包装材料				✓	ポジティブリストの完成後、評価要請が順次なされてくる見込み	
CBD（カンナビジオール）					厚生労働省による「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の審議結果を踏まえた検討が必要があり、引き続き、情報収集に努める	
自身での研究機関の設立、または第三者への委託					食品健康影響評価の提案ではない	

※ 上記結果は、判断を行つた時点での科学的知見に基づくものであり、将来的に「自ら評価」の対象となる可能性を否定するものではない。
 ※ 令和3年度「自ら評価」案件候補についての詳細は、[第34回企画等専門調査会の資料3及び議事録](#)を参照。

なお、食品安全委員会は試験機関を有さず、自ら試験を行い、データを作成することができません。上記のとおり、「自ら評価」案件候補の選定は現時点で入手できる科学的知見によりリスク評価を行う対象となる案件を選定することを目的として審議を行っているところ、研究や調査等により科学的知見を集積する対象を選定すること自体を目的とするものではない点に御留意ください。

また、食品安全委員会においては、「ファクトシート」や「Q & A」、「食品安全関係情報」を作成・公表しており、科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理（ファクトシート）や、リスク管理の問題を含む国民の関心の高いハザード等に関する分かりやすい情報提供（Q & A）、海外の食品の安全に関する最新の情報の収集・整理・提供（食品安全関係情報）を実施しております。このように、リスク評価の対象でない食品安全上の問題についても、国民の関心が高いものについては、これらを隨時更新し、情報発信しているところであります。

※これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料2を御覧ください。

3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。郵送及びファクシミリは、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

(1) 記入事項 :

案件候補名（ハザード名）、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、
氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 等

(2) 宛先 :

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内
「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

(3) 締め切り :

令和4年7月31日（日）

○別添資料 :

- ・提案要領

○参考資料 :

1. 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
2. これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について
3. 令和4年度における「自ら評価」案件の選定プロセス
4. 「自ら評価」関連法令

お問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局
情報・勧告広報課 岩田・井出
TEL: 03-6234-1124, 1125